

盛岡広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年3月17日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡大迫東和線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市根田茂第8地割13番1地先から第5地割22番5地先まで	新	A 48.0～7.5 m	m 1,290.0
盛岡市根田茂第7地割71番3地先から根田茂第6地割76番1地先まで		B 131.7～11.4	2,692.4
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第7地割71番3地先まで		C 62.5～16.2	1,710.0
盛岡市根田茂第6地割76番1地先から第8地割14番3地先まで		D 33.5～11.2	170.0
盛岡市根田茂第8地割28番2地先から第5地割22番5地先まで	旧	A 48.0～7.5	1,726.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第5地割22番5地先まで		B 232.5～14.5	5,311.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第7地割71番3地先まで		C 62.5～16.2	1,710.0
盛岡市根田茂第6地割76番1地先から第8地割14番3地先まで		D 33.5～11.2	170.0
盛岡市根田茂第7地割37番1地先から第8地割28番2地先まで		E 23.2～9.0	220.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成27年3月17日から同年4月17日まで